

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果(平成30年1月～3月)

表1 監督実施事業場数、違反率、最低賃金額未滿労働者

	監督実施 事業場数	最低賃金額 未滿 事業場数	違反率(%)	監督実施 事業場 全労働者数	最低賃金額未滿労働者			
					労働者数 (人)	比率(%)	うちパート・アルバイト等 (人)	比率(%)
山形県	194	19	9.8	2,796	51	1.8	30	58.8
最低賃金	(190)	(31)	(16.3)	2,188	92	4.2	70	76.1

* ()内は29年1月～3月の監督結果(以下同様)

表2 監督実施事業場(194事業場)における最低賃金に対する認識

理 由	事業場数		割合(%)	
適用される最低賃金額を知っている。	173	(161)	89.2	(84.7)
最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている。	20	(26)	10.3	(13.7)
最低賃金額が適用されるとは知らなかった。	1	(3)	0.5	(1.6)
合 計	194	(190)	100.0	(100.0)

表3 最低賃金額以上の賃金を支払っていなかった理由

理 由	事業場数		割合(%)	
賃金を時間額に換算して比較していなかった。	2	(1)	10.5	(3.2)
適用される最低賃金額を知らなかった。	8	(13)	42.1	(41.9)
最低賃金を知っていたが賃金改定をしていなかった。	3	(4)	15.8	(12.9)
最低賃金の減額特例許可の更新手続きを怠っていた。	2	(3)	10.5	(9.7)
労働者から最低賃金未滿でも働かせてほしいとの申出があり、合意があれば最賃額未滿でもよいと思っていた。	0	(3)	0.0	(9.7)
売上減・コスト減により最低賃金額を支払うことができなかった。	2	(1)	10.5	(3.2)
高齢者には適用されないと思っていた。	1	(0)	5.3	(0.0)
労働能力が低い場合は適用されないと思っていた。	1	(0)	5.3	(0.0)
その他(賃金の計算誤り等)	4	(8)	21.1	(25.8)

* 1 複数回答のため、表における事業場数の合計は最低賃金額未滿事業場数(今年度は19事業場、前年度は31事業場)を超える。

* 2 割合は、最低賃金額以上の賃金を支払っていなかった事業場数に対する割合である。